

第2章

計画の概要

A decorative graphic element consisting of a horizontal line that transitions into a series of five gray circles connected by thin lines, curving downwards from right to left.

1 計画の基本理念

「女と男で築く、やさしく住みよいまちづくり」

私たちは、それぞれが個人の人権を尊重され、性別、思想、信条などに関わらず、人間として幸せに生きる権利を持っており、日本国憲法の中でも、国民は基本的人権を保障され、法の下に平等であることが保障されています。

しかし、私たちのまわりには、依然として性差による差別、固定化された性別役割分担意識に縛られ、女性や男性の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行・慣習などが残っている状況にあります。

また、現在では少子・高齢化の進行、社会のグローバル化、経済状況の大きな変化など、多様化・複雑化する社会環境への対応が求められています。このためにも、男女が等しく社会の責任を担い、利益を享受する男女共同参画社会の推進は重要な課題として位置づけられます。

本市においては、女性と男性が、それぞれに自立したひとりの人間として、互いの個性を認め合い、真に平等な立場で、家庭や地域、職場、学校などのあらゆる場面に参画できるようにまちづくりを目指して、本計画の基本理念を、「女（ひと）と男（ひと）で築く、やさしく住みよいまちづくり」として、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを一層進めていきます。

2 計画の性格と期間

- (1) この計画は、合併後新市として初めて策定する「男女共同参画計画」であり、平成17年度に実施した「宇城市男女共同参画市民意識調査」の結果や、宇城市男女共同参画推進懇話会による協議を受けて、地域住民の意見を反映させた、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針となるものです。
- (2) この計画は、男女共同参画社会基本法に則り、国や県の男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、第1次宇城市総合計画との整合性を図っています。
- (3) 計画期間は、平成19（2007）年度から平成23（2011）年度までの5年間とし、社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて見直しを行います。

宇城市男女共同参画計画体系図

女と男で築く、やさしく住みよいまちづくり

基本目標

主要施策

施策の方向性

